

令和2年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員



## 目 次

監查報告（第 1 号）	定期監查	.....	1
監查報告（第 2 号）	隨時監查	.....	5
監查報告（第 3 号）	行政監查	.....	7
監查報告（第 4 号）	財政援助団体等監查	.....	9

## 監査報告（第1号）

### 1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

### 2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和2年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項	
第1回	市長公室	秘書広報課	あやべ特別市民制度事業費（制度拡充含む） 市制施行70周年記念事業費	
		職員課	嘱託・臨時職員雇用費 会計年度任用職員経費 職員研修費（京都府派遣含む）	
		防災・危機管理課	災害対策費 総合防災訓練事業費	
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費 ※令和元年度分 オールあやべでがんばろう事業補助金	
		総務課	行政管理費 庁内情報化推進費（社会保障・税番号制度対応事業）	
		財政課	財政管理一般事務費 ※令和元年度分 庁内情報化推進費（新公会計整備事業費）	
		税務課	賦課徴収費（経常経費）※令和元年度分 固定資産税基礎資料整備事業費	
	消防本部	管理課	消防団員退職報償金等 防災基盤整備事業費	
	会計課		会計管理一般事務費 ※令和元年度分 用品調達基金	
	第2回	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳ネットワークシステム等管理費（住基ネット） 福祉医療費支給事業費
			市民協働課	ハートセンター管理運営費 あやバス運行費

		人権推進課	男女共同参画計画策定事業（意識調査経費） 男女共同参画計画策定費 人権福祉センター管理運営費	
		環境保全課	斎場管理費 クリーンセンター管理費	
	農林商工部	商工労政課	北部地域連携都市圏ステップアップ事業費 団体事業補助金	
		農林課	機構集積協力金交付事業費 野生鳥獣被害総合対策事業費	
	教育部	学校教育課	適応指導教室運営事業費 教育相談センター運営事業費 学校給食費（中学校費）	
		社会教育課	天文館管理運営費 図書館管理運営費	
	第3回	定住交流部	定住・地域政策課	空き家活用定住促進事業費 住宅維持管理費（水源の里定住促進住宅）
			観光交流課	観光施設等管理運営費 あやべ温泉活性化推進事業費
			文化・スポーツ 振興課	保健体育総務一般事務費 体育施設管理費（新市民センター分）
		建設部	監理課	登記事務費 土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
建設課			土木総務一般事務費 由良川等調整事務費	
都市計画課			駐車場運営管理費（天神町・綾部駅北・綾部駅南）	
建築課			木造住宅耐震診断士派遣事業費 木造住宅耐震改修費補助事業費	
議会事務局			議会運営費 ※令和元年度分	
第4回		福祉保健部	社会福祉課	福祉ホール管理運営費 生活保護総務一般事務費
			こども支援課	子ども家庭支援相談室設置事業費 母子生活支援施設入所委託運営費
	障害者支援課		障害者施策推進事業費（障害者計画策定事業費含む） 社会福祉援護一般事務費	
	高齢者支援課		敬老の日記念事業費 介護認定審査会費	
	保健推進課		保健福祉センター管理運営費 病院事業会計（令和2年度中間決算報告分）	
	上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和2年度中間決算報告分）	
		下水道課	合併処理浄化槽設置費等補助金 下水道事業会計（令和2年度中間決算報告分）	
	監査委員事務局		監査委員一般事務費 ※令和元年度分	

#### 4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第1回	令和2年10月 9日 ~ 令和2年12月 8日
第2回	令和2年11月 4日 ~ 令和2年12月25日
第3回	令和2年11月30日 ~ 令和3年 1月27日
第4回	令和2年12月28日 ~ 令和3年 3月 5日

#### 5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

#### 6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

#### 7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに各所属長から改善の取組又は検討の方向等が示されている。

該当課	指摘事項
財 政 課	歳出戻入に係る証拠書類が適切に保管されていないものがある。
市民・国保課 人権推進課 社会福祉課 観光交流課 都市計画課	委託契約書等について、一部記載誤り等がある。
人権推進課 環境保全課 学校教育課	私有車の公務使用に関する規程に係る事務手続きに不備がある。
都市計画課	綾部市駐車場条例施行規則に基づく事務手続きができていない。
建 築 課	綾部市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の条文の引用に誤りがある。
下 水 道 課	補助金交付に係る一連の書類が補助金交付要綱で定めた様式と異なっているほか、様式自体に要綱の規定に沿わない記載がある。
	補助金交付申請書及び請求書について受付処理に不備がある。

会 計 課	綾部市用品調達基金条例施行規則の各規定どおりに事務手続きができていないものがある。
-------	---

その他、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行ったところである。

以 上

## 監査報告（第2号）

### 1 監査の種別

随時監査（地方自治法第199条第5項）

### 2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和2年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に  
関し、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、  
また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

第1回は令和2年3月31日までに完成した工事から2件、第2回は令和3年1月上旬までに完成した工事の中から1件、計3件を選定し監査を実施した。

対象工事は次のとおりである。

#### （1）丹波大橋歩道部舗装改良工事

契約概要		工事概要
担当課	下水道課・監理課（入札等）	薄層カラー舗装 1,160㎡
受注者	鈴木建設株式会社	上面増厚工 210㎡
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	88,913,000円（税込）	
工期	令和元年6月25日～令和2年2月29日	

#### （2）山家城址公園便所整備工事

契約概要		工事概要
担当課	都市計画課・監理課（入札等）	便所建設木造平屋建 延べ面積13.04㎡
受注者	株式会社平成監理	合併処理浄化槽設置 10人槽
契約方法	条件付一般競争入札	敷地内アスファルト舗装 舗装面積99.50㎡
請負金額	9,533,700円（税込）	既設便所解体一式
工期	令和元年9月10日～令和2年1月27日	

#### （3）志賀小学校屋内運動場改修工事

契約概要		工事概要
担当課	学校教育課・監理課（入札等）	屋内改修 609.0㎡
受注者	北原建設株式会社	内部改修 394.2㎡
契約方法	条件付一般競争入札	外部スロープ設置一式
請負金額	32,714,000円（税込）	
工期	令和2年6月30日～令和2年9月27日	



#### 4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第1回	令和2年4月30日 ～ 令和2年6月 8日
第2回	令和3年2月 1日 ～ 令和3年3月26日

#### 5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて、現地確認を行った。ただし、第2回についてはコロナ禍のため現地確認は見合わせた。

#### 6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

#### 7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

以 上

## 監査報告（第3号）

### 1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項）

### 2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和2年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

綾部市衛生公苑の管理運営について（環境保全課）

### 4 監査の実施期間

令和2年9月24日から令和2年11月12日まで

### 5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。

### 6 監査の着眼点

- （1）市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- （2）事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- （3）事務処理にあっては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- （4）施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- （5）施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- （6）管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- （7）社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- （8）施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

### 7 施設の概要

綾部市衛生公苑（以下「衛生公苑」という。）は、市内で発生するし尿及び汚泥を衛生的に処理し、市民の快適な生活環境並びに豊かな自然環境を守ることを目的として、昭和43年9月に稼働を開始した。

し尿等処理に係る施設設備等の運転管理業務は業者に委託しており、衛生公苑在勤の市職員（有資格者）が受託業者への指導・監督を行っている。なお、衛生公苑の職員配置は正職員2人、会計年度任用職員1人となっている。

## 8 監査の結果

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則について、条文の引用に誤りがあり指摘を行い、改善の上適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに所管課長から改善の取組が示されている。

また、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以 上

## 監査報告（第4号）

### 1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

### 2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和2年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象団体

- (1) 対象の団体 一般財団法人 綾部市スポーツ協会
- (2) 団体の種別 補助金交付団体
- (3) 対象補助金 綾部市団体事業補助金（社会体育振興事業）
- (4) 所管課 文化・スポーツ振興課

### 4 監査の実施期間

令和3年2月1日から令和3年3月26日まで

### 5 監査の方法

事業計画書、予算書及び決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の役員、所管課の課長に対し聴取を行った。

### 6 監査の着眼点

#### (1) 補助金交付団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画的及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか。
- エ 補助金等が補助対象事業以外に流用されてないか。
- オ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## (2) 所管部局関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時、社会情勢に合わせて見直しをされているか。
- エ 補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- オ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- ク 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- コ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

## 7 補助金の概要

市民の体力向上と地域スポーツの普及・発展、また、競技力の向上を目指し指導員の養成、選手の育成強化を図ることを目的とした社会体育振興事業に対し、補助金を交付するもので、令和元年度は2,800,000円を交付、令和2年度は交付決定額1,400,000円のうち1,120,000円の概算交付を行っている。

## 8 監査の結果

補助金は、事業の実施目的に沿って執行されており特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤りについては、対象団体の役員、所管課の課長に対して口頭により指導を行った。

以 上